

山口県報

平成27年
3月17日
(火曜日)

目 次

○告示

家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)……………一

家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)……………三

道路の区域の変更(道路整備課)……………五

道路の供用の開始(道路整備課)……………五

○公告

県営上田真鍋地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………五

公共測量の実施の終了(監理課)……………六

山陽小野田都市計画道路事業の施行(都市計画課)……………六

○教委公告

指定技能教育施設の所在地の変更の届出……………六

指定技能教育施設の所在地の変更の届出……………七

○雑報

県報の正誤(平成二十六年十二月十二日山口県告示第四百八号)……………七

山口県告示第九十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 牛のブルセラ病検査

(一) 目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

二 牛の結核病検査

(一) 目的

牛の結核病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

4 受精卵の採取の用に供する雌牛

5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法

三 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

- 牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - 2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - 3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
 - (四) 期日
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
 - 1 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
 - 2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法
- 四 伝達性海綿状脳症検査
- (一) 目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため
 - (二) 区域
山口県全域（萩市見島を除く。）
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体
 - 2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
 - (四) 期日
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
 - 1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法（エライザ法）
 - 2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査
- 五 馬伝染性貧血検査
- (一) 目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 馬の全部（平成二十三年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。）
- (四) 期日
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
寒天ゲル内沈降反応検査
- 六 馬インフルエンザ検査
- (一) 目的
馬インフルエンザの発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している馬で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - (四) 期日
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
簡易抗原検査
- 七 豚コレラ検査
- (一) 目的
豚コレラの発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が検査の必要があると認める豚
 - (四) 期日
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
酵素免疫測定法（エライザ法）
- 八 豚のオーエスキー病検査
- (一) 目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 繁殖の用に供する目的で県外へ移出しようとする豚

3 繁殖の用に供し、又は肥育する目的で県外から移入した豚（清浄段階の地域（その地域内で飼育しているいずれの豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）に対してもオーエスキー病の予防注射を実施しておらず、かつ、その地域内において豚等を飼育している全ての農場において毎年二回以上B検査（オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、二十二頭以下である場合にあってはその全部を、二十三頭以上四十九頭以下である場合にあっては二十二頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあっては二十六頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあっては二十七頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあっては二十八頭を、千頭以上である場合にあっては二十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。）を実施し、又は毎年一回以上C検査（オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、三十五頭以下である場合にあってはその全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合にあっては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあっては四十五頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあっては五十一頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあっては五十八頭を、千頭以上である場合にあっては五十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。）を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一年以上確認されていない地域をいう。）から移入したもの又はC検査を実施し、その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認されていない農場から移入したものを除く。）

(四) 期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

九 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

血清抗体検査（家畜防疫員が必要があると認める鶏にあっては、血清抗体検査及びウイルス分離検査）

十 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

(一) 目的

家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

十一 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 蜜蜂の全部

2 転飼しようとする蜜蜂

(四) 期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 副政

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

- 1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射
前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射
- 2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射
前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- (四) 期日 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (五) 注射の方法 筋肉一回注射
- 四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射
- (一) 目的 牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため
 - (二) 区域 山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲 家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
 - (四) 期日 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (五) 注射の方法 筋肉一回注射
- 五 牛の炭疽予防注射
- (一) 目的 牛の炭疽の発生を予防するため
 - (二) 区域 山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲 家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
 - (四) 期日 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (五) 注射の方法 皮下一回注射
- 六 豚の流行性脳炎予防注射
- (一) 目的 豚の流行性脳炎の発生を予防するため
 - (二) 区域 山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- (四) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚の期日
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- (五) 注射の方法
越夏豚にあつては皮下一回注射
未越夏豚にあつては皮下二回注射

山口県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十七年三月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 光柳井線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
熊毛郡田布施町大字下田布施字熊王三八四の一四地先から同郡同町同大字字風呂ノ本四〇三の一地先まで	最狭 二七・七	最狭 一五・四	一四三・四	道路改良工事の完了による。	

道路の種類 県道
路線名 光上関線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	旧	新			
熊毛郡田布施町大字下田布施字岸手六六三の一地先から	最狭 一八・四	最狭 二二・四	一八八・〇		

同郡同町の一地先まで	同大字字本町五八〇	新	最狭 一九・五	一八八・〇	道路改良工事の完了による。
------------	-----------	---	------------	-------	---------------

山口県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十七年三月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光柳井線	熊毛郡田布施町大字下田布施字熊王三八四の一四地先から同郡同町同大字字風呂ノ本四〇三の一地先まで	平成二十七年三月十八日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光上関線	熊毛郡田布施町大字下田布施字岸手六六三の一地先から同郡同町同大字字本町五八〇の一地先まで	平成二十七年三月十八日



(八四) 県営上田真鍋地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営上田真鍋地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県宮上田真鍋地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年三月十八日から同年四月六日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(八五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
平成二十六年十月一日から平成二十七年二月二十七日まで

(八六) 山陽小野田都市計画道路事業の施行

山陽小野田都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十七年中国地方整備局告示第二十二号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画事業の種類及び名称
山陽小野田都市計画道路事業三・四・二海岸通線
山陽小野田都市計画道路事業三・四・四新開作二軒屋線
山陽小野田都市計画道路事業三・五・七小野田須恵線

- 二 施行者の名称
山口県
- 三 事務所の所在地
山口市滝町一番一号
- 四 事業地の所在
山陽小野田市中央一丁目、中央二丁目、セメント町、平成町、高栄三丁目及び大字小野田字小野田三ノ割地内



公 告

指定技能教育施設の所在地の変更の届出

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第一項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十七年三月十七日

山口県教育委員会

- 一 指定技能教育施設の名称
NEMネムハイスクール山口校
- 二 指定技能教育施設の所在地

変	更	後	変	更	前
山口市小郡高砂町三番一四号			山口市小郡高砂町三番一〇号		

三 変更年月日

平成二十七年二月二十日

正 誤
平成二十六年十二月十二日山口県告示第四百八号（建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査）



三	ページ
下	段
七 八 左 から	行
号 平成二十五年財務省告示第二十九	誤
号 平成二十五年財務省告示第四百四	正

平成二十七年三月十七日印刷
平成二十七年三月十七日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事